

写

福庶発第九百一号

昭和五十二年六月六日

福生市長 石 川 常太郎 印

福生市議会議長

岩 田 博 殿

議案の送付について

昭和五十二年第二回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を送付します。

一 議案第二十六号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

二 議案第二十七号 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

三 議案第二十八号 福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

四 議案第二十九号 福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

- 五 議案第三十号 福生市消防団条例の一部を改正する条例
- 六 議案第三十一号 昭和五十二年度福生市一般会計補正予算(第一号)
- 七 議案第三十二号 市道路線の認定について
- 八 議案第三十三号 福生市表彰条例に基づく自治功労者について
- 九 議案第三十四号 福生市表彰条例に基づく自治功労者について
- 十 議案第三十五号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 十一 議案第三十六号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 十二 議案第三十七号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 十三 議案第三十八号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 十四 議案第三十九号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 十五 議案第四十号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 十六 議案第四十一号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 十七 議案第四十二号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 十八 議案第四十三号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 十九 議案第四十四号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について

- 二十 議案第四十五号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 二十一 議案第四十六号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 二十二 議案第四十七号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 二十三 議案第四十八号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 二十四 議案第四十九号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 二十五 議案第五十号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 二十六 議案第五十一号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 二十七 議案第五十二号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 二十八 議案第五十三号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 二十九 議案第五十四号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 三十 議案第五十五号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 三十一 議案第五十六号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 三十二 議案第五十七号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 三十三 議案第五十八号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 三十四 議案第五十九号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について

- 三十五 議案第六十号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
三十六 議案第六十一号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
三十七 議案第六十二号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
三十八 議案第六十三号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
三十九 議案第六十四号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
四十 議案第六十五号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
四十一 議案第六十六号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
四十二 議案第六十七号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
四十三 議案第六十八号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
四十四 議案第六十九号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
四十五 議案第七十号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
四十六 議案第七十一号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
四十七 議案第七十二号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
四十八 議案第七十三号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について

- 四十九 議案第七十四号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
五十 議案第七十五号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について

市議会当局各位におかれましては、福生市の発展並びに市民の安寧秩序、及び福祉のため、格別の御配慮を賜り感謝申しあげます。

私どもは横田基地の存在とともに生活を一つにしているものであります。極左暴力集団による爆弾事件や、火炎びん事件は一時影をひそめていましたが、最近の報道によると、成田空港の開港をめぐり再び過激な不法行為が敢行されております。

ひるがえつて私たちの住む福生市について考えるとき、米軍基地の存在は、市民生活の万般にわたり大きなかわりを持つております。なかんずく、私たちの憂慮することは、米軍の撤退又は安保条約の反対等をかかげて横田基地の周辺における反対運動が、盛んになることであります。

もちろん、言論、集会、表現の自由が尊重されなければならないことは当然であり、すべての運動を否定するものではありませんが、極左暴力集団については各種報道が示すとおり民主主義体制下において許される限界を超えた暴力集団としか認められない現状であります。したがって今後かかる暴力集団が福生市内において不法越軌な暴力行為を断じて許さないことを決議するとともに、あわせて福生市内における集会や集団行動を予防排除するため、本来市民の憩いや安息の場であるべき公園や遊園地又は集会所等の使用許可に

ついて市当局及び、管理者各位の十分な御配慮をお願いしたく右趣旨賛同の者各位の署名を添えて陳情いたします。

昭和五十二年六月二日

陳情者代表

福生市福生二、三五六番地

横田基地周辺環境対策協議会

会長 長岡進 印

他五百四十三人

福生市議会議長

岩田博殿

請願第二号

北方領土（南樺太・千島列島）早期復歸実現に関する請願書

紹介議員

貫	塩	高	末
井	野	波	次
喜	鉄		性
代	之		
次	助	忠	男
印	印	印	印

我国固有の領土である、南樺太・千島列島は、昭和二十年夏、国際法に違反し、日ソ不可侵条約を、一方的に破棄したソ連によつて不法に占拠されて以来、今日まで、三十有余年経たにもかかわらずいまだ未解決のままであります。

その間、北洋漁民の生活権は奪われ、日本国民の味わつてきた辛酸は、はかり知れないものがあります。

さらに、ソ連は、今日に至つて日ソ漁業条約を破棄し、漁業専管水域二〇〇カイリを一方的に設定し、領土のみならず日本国民の貴重なタンパク源となつている北洋漁場までも占拠しようとしていることは、とうてい日本国民として、容認できることではありません。よつて、貴議会において、次のことを決議して日本政府及び関係当局に、意見書を提出していただきたくお願いいたします。

一、サンフランシスコ講和条約以来今日まで帰属未定のまま放置されている南樺太・千島列島は、歴史的に見て日本固有の領土であり、又第二次大戦中、連合国が、戦後のよりよい世界を求めて表明した大西洋憲章、連合国共同宣言、カイロ宣言等にある領土不拡大原則に照らして見ても、速やかに日本に返還帰属さるべきものであります。すでに沖繩、小笠原が返還されている今日、日本政府は、国民の総意にこたえて、強力な外交交

渉を展開して一日も早く、北方領土（南樺太・千島列島）の全面復帰を実現していただきたく要望いたします。

二、南樺太・千島列島をソ連によつて不法占拠されていることは、国際法に照らして見ても、歴史的に見ても明らかであります。不法占拠している島の海岸線から、二〇〇カイリ海域を漁業専管水域とすることは、許すことができないことは当然であります。よつて日本政府は、ソ連が速やかに北方領域より施設等を撤収し、さらに南樺太・千島列島の二〇〇カイリ漁業専管水域をとりやめるようにソ連政府と交渉し、北洋漁民の生活権と、日本国民の貴重なタンパク源を守つてくださるよう要望いたします。

以上お願いいたします。

昭和五十二年六月三日

請願者代表

立川市羽衣町三一七一四

福田之保 印

他 三百七十二人

福生市議会議長

岩 田

博 殿

写 福庶発第八百八十六号

昭和五十二年六月四日

福生市議会議長

岩 田 博 殿

福生市長 石 川 常太郎 印

市議会議事説明員の委任について

昭和五十二年一月十三日付け、福庶発第三千二百六号で通知した市議会議事説明員のうち、昭和五十二年六月一日付けによる人事異動に伴い、次のとおり委任したので通知します。

職 名	氏 名
庶 務 課 長	森 田 武
企画財政課主幹	乙 津 宗 吉
市民会館長	野 沢 久 人

写 福教庶発第八百九十号

昭和五十二年六月四日

福生市教育委員会委員長 来住野 元 一 印

福生市議会議長

岩 田 博 殿

市議会議事説明員の委任について

昭和五十二年六月一日付けによる人事異動に伴い、次のとおり委任したので通知します。

職 名	氏 名
公 民 館 長	野 沢 久 人

福議発第七十六号

昭和五十二年六月七日

殿

福生市議会議長 岩 田 博

議案説明員の出席要求について

昭和五十二年第二回福生市議会定例会に御出席くださるよう、地方自治法第二百一条の規定により要求いたします。

なお、議事日程及び議案写しを別紙のとおり送付いたします。

一 日 時 六月十三日（月） 午前十時
二 場 所 福生市議会議場